

## 飼養管理基準として定める事項（案）①

### （動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第6回）資料抜粋）

事項	内容
<p>&lt; 基準① 飼養施設の設備構造・規模、管理関係 &gt;</p> <p><b>飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</b></p>	<p><b>運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準</b></p> <p>&lt; 寝床や休息場所となるケージ &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 犬：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍</li> <li>• 猫：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍（棚を設け2段以上の構造とする）</li> </ul> <p>&lt; 運動スペース &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付け</li> <li>• 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付け</li> </ul> <p><b>運動スペース一体型（平飼い等）の基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 犬：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍(2頭まで飼養可) 3頭以上飼養する場合は、1頭当たり3倍の床面積を追加</li> <li>• 猫：分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍 (2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする)(2頭まで飼養可) 3頭以上飼養する場合は、1頭当たりの床面積に相当する分を追加</li> </ul>
<p>&lt; 基準① 飼養施設の設備構造・規模、管理関係 &gt;</p> <p><b>ケージ等の構造等の基準</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金網の床材としての使用の禁止（四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）</li> <li>• ケージ等及び訓練場に錆（サビ）、割れ、破れ等の破損がないことを義務付け</li> </ul>
<p>&lt; 基準② 従業者の員数関係 &gt;</p> <p><b>動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭まで</li> <li>• 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭まで</li> </ul> <p>親と同居している子犬・子猫は頭数に含めない</p> <p>※ 犬と猫の双方を飼養する場合等の規定は要検討</p> <p>※ 課題のある事業者の上限値強化と優良な事業者の上限値緩和を検討</p>
<p>&lt; 基準③ 飼養・保管の環境管理関係 &gt;</p> <p><b>動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）の禁止、温度・湿度計の設置を義務付け</li> <li>• 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付け</li> <li>• 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付け</li> </ul>

## 飼養管理基準として定める事項（案）②

### （動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第6回）資料抜粋）

事項	内容
< 基準④ 疾病等に係る措置関係 >  <b>動物の疾病等に係る措置に関する事項</b>	定期的な獣医師の健康診断を義務付け（年1回） ※繁殖個体等の1年以上飼養する個体に対して規定
< 基準⑤ 展示・輸送方法関係 >  <b>動物の展示又は輸送の方法に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長時間連続して展示を行う場合には6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けること、又は、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていることを義務付け</li> <li>• 輸送後2日間以上その状態を観察することを義務付け</li> </ul>
< 基準⑥ 繁殖回数・方法関係 >  <b>動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 犬：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）                ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満の場合は、7歳まで</li> <li>• 猫：メスの交配は6歳まで（満7歳未満）                ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで</li> <li>• 必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けるとともに、帝王切開は、実施した獣医師による出生証明書の交付を受けることを義務付け</li> </ul>
< 基準⑦ その他（動物の管理）関係 >  <b>その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止                被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等</li> <li>• 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付け</li> <li>• 分離型の場合は、1日3時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付け</li> <li>• 清潔な給水の確保</li> </ul>